

しまね 生衛だより

第 65 号

編集・発行 (公財) 島根県生活衛生営業指導センター

TEL (0852) 26-0651

〒690-0882 松江市大輪町420-1

FAX (0852) 26-4684

ホームページ: <http://www.seiei.or.jp/shimane/>

E-mail: shimanecenter@seiei.or.jp

平成二十六年事業計画

さる三月十三日(木)、松江市内のくにびき
メッセで開催した指導センター理事会で、
平成二十六年事業計画が次のとおり決定
しました。

① お店の経営健全化・繁栄を図るための事業

- (1) 指導センター内に営業相談室を常設(経営指導員配置)
- (2) 巡回相談の実施

② 生活衛生営業健康・福祉対策事業

- (1) 受動喫煙防止対策事業
日本政策金融公庫の受動喫煙防止設備への融資制度
の紹介や「たばこの煙のない理容店・美容店」の登
録推進を図る。
- (2) 高齢者健康づくり支援事業
生衛業のお店が連携し「シニアの元気はシマネの元
気」を合言葉に「スタンプを集めて健康づくり(ス
タンプラリー)」を実施することで、高齢者の外出
支援や健康づくり、街の活性化を図る。

③ 施設の改善等に必要な資金の融資指導事業

- (1) 生衛融資に関する相談指導
- (2) 経営特別相談員による小企業等への融資・指導
- (3) 経営特別相談員研修
経営特別相談員の資質の向上を図るため、研修会・
講習会を開催する。

④ 生活衛生関係営業再生支援特別事業

生活衛生関係営業者の経営改善等を支援するため、
再生特別支援事業の周知と経営特別相談員への研修を
行う。

⑤ 生衛業の後継者を育てる事業

生衛業は全般に高齢化や後継者不足が課題であるた
め、各生衛業の業務内容紹介や職場体験等を実施し、
生衛業への就業を促進することにより、後継者に関す
る課題の緩和を図る。

⑥ 研修会・講習会事業

クリーニング業法に基づくクリーニング師研修会を
浜田市と出雲市において開催する。

⑦ 調査広報事業

- (1) 生衛業に関する調査、情報収集
- (2) 「しまね生衛だより」の発行

⑧ 標準営業約款登録、普及促進事業

理容業、美容業、クリーニング業、一般飲食店、
めん類飲食店における標準営業約款の普及促進、登録
事業を実施する。

⑨ 生活衛生振興交付金事業

衛生水準の向上や利用者等へのサービス向上を図る
ため、各生活衛生同業組合と共同で技術講習会や講演
会等を実施する。



新任のご挨拶

島根県健康福祉部
薬事衛生課長

伊藤 耕

初夏の候、生活衛生関係の皆様におかれましては、ますますご清祥のこと、お喜び申し上げます。

私こと、本年四月一日付で健康福祉部薬事衛生課長に就任いたしました。

「しまね生衛だより」の発刊に当たり、紙面をお借りしご挨拶申し上げます。

生活衛生営業は、県民の日常生活に多岐にわたって深い関わりを有しており、皆様方がそれぞれの営業において積極的にサービスや商品を提供されることにより、県民生活の質の向上と地域の活性化に大きく貢献されていることに対し、深く敬意を表します。

また、消費者ニーズや生活様式が多様化する中、県として取り組んでいますゲートキーパーにご協力いただくなど、営業の内外において県の事業にもご支援をいただいております。あらためて感謝申し上げます。

さて、山陰地区の金融経済動向は、四月以降、消費税率の引上げに伴う駆け込み需要の反動を伴いつつも、基調としては緩やかな回復が続けて

いると発表されています。また、県内への観光客の動向も、堅調に推移しているようで、昨年に引き続き、その経済的効果にも期待が寄せられるところ です。

しかし、こうした回復基調や誘客動向も残念ながら業種や地域により偏在があることが否めません。更には、鳥インフルエンザ H5N8 の国内養鶏場への侵入や、経年的に発生しているノロウイルス感染症・食中毒など、一たび発生しますとその施設だけではなく、業界全体、ひいては地域経済にも大きく影響を及ぼしかねない不安材料も多く存在しています。

このような課題や種々の事案に対しては、営業者の方々が個々の事案について正しく認識され、それぞれの同業組合と一丸となって対処されていくことが必要です。

県としましては、引き続き、公益財団法人島根県生活衛生営業指導センターをはじめ関係者の皆様と連携を図りながら、生活衛生営業の振興支援に努め、業界の活性化に努めてまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、センター並びに各生活衛生同業組合のますますのご発展と、関係の皆様のご健勝を祈念いたしましてご挨拶とします。

新任のご挨拶

日本政策金融公庫浜田支店
国民生活事業統轄

中谷 正一

生活衛生関係営業の皆さまにおかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、日本政策金融公庫の業務につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年四月に浜田支店に着任いたしました中谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

中国地方での勤務は、広島支店に続いて二回目です。広島には、生まれて初めての転勤で、新婚ホヤホヤの時期に赴任いたしました(笑)。もう二十年以上も前のことですが、当時のことが、昨日のことのように懐かしく思い出されます。

山陰は初めての勤務です。着任した四月上旬、雲ひとつない青空、どこまでも碧く広がる雄大な日本海、そして新緑の中国山脈に迎えられました。趣味で大型バイクに乗っていますので、大自然に恵まれた当地を、あちこち走り回りたい衝動に駆られています。また挨拶回りをする中で、各地域の皆さまにとっても親切に、優しく受け入れていただいたことと相まって、「石見」の第一印象は非常に清々しいものとなりました。全国転勤の身には大変ありがたいことで

す。この場をお借りして感謝申し上げます。

さて、最近のわが国経済は、政府による各種政策の効果により、景気回復のすそ野が中小企業、小規模事業者の皆さまにも浸透していくことが期待されています。一方、政府が六月下旬に閣議決定した、いわゆる「骨太の方針」において「人口減問題の克服」が盛り込まれました。島根県の中でも中山間地域を多く抱え、人口減が深刻化する石見地区においては、引き続き厳しい状況が続くものと思われれます。

このような中、島根県生活衛生営業指導センター、各生活衛生同業組合の皆さまが、生衛業界の活性化と地域振興のために果たしていくべき役割は、これまで以上に重要性を増しているものと考えます。

公庫では、ご案内のとおり、生活衛生営業の皆さまのための専門の融資制度をご用意しております。今後とも、指導センターや各同業組合など関係機関の皆さまとの連携を一層深め、融資のご相談、設備投資や資金繰り支援をはじめ、各種情報提供や経営アドバイスなどにも精一杯取り組み、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、島根県生活衛生営業指導センター並びに各生活衛生同業組合のますますのご発展と関係の皆さまのご繁栄、ご健勝を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

平成 26 年度

**生活衛生業界
功労者表彰受賞
おめでとーございます。**

永年にわたり、業界の発展に貢献された方々が受賞なされました。これからもお元気で活躍ください。

◇県生活衛生同業組合連合会

理事長表彰

勝谷 哲也 様
松江市（旅館ホテル組合）

小川 進介 様
出雲市（旅館ホテル組合）

宝田 和満 様
安来市（理容組合）

古志 忠雄 様
松江市（クリーニング組合）

千原 正様
雲南市（飲食業組合）

皆様の身近なアドバイザー

平成24年2月1日付けで、次の方々が経営特別相談員に委嘱されました。
営業資金の融資、経営、衛生面等、お気軽にご相談ください。

旅館・ホテル	理 容	美 容
川津 邦雄 金子 俊之 狩野 克弘 小川 進介	安食 宣雄 佐賀 洲壽 福代 成雄 多根 茂雄	大森 京子 岡崎 弘子 長谷川 千恵子 多久和 好成
吉田 みどり 森山 民子		
クリーニング	飲 食	す し
錦織 豊 影山 智利 三好 正師	加田 憲三 波多野 辰男 小原 美静 野坂 保	林 光信 後藤 勇晋 穴道
		又賀 正登 塩 治 順子
		成瀬 昇 田村 久美子

(注) 委嘱期間は、平成27年1月31日までです。

健康づくり応援店

「たばこの煙のない理容店・美容店」



健康増進法及び島根県たばこ対策条例により、
当店は禁煙といたします。
お客様の健康をお願いたします。

島根県 健康増進課 又は 島根県健康推進課
島根県生活衛生営業指導センター
島根県健康推進課生活衛生指導係

詳しくは、島根県生活衛生営業指導センター（☎0852-26-0651）又は、各組合支部長までお問い合わせください。

（飲食店営業の方で禁煙協力店の登録を希望される方は、食品衛生協会へお問い合わせください。）

生衛業界においても、
自らの健康の増進に取り組
む人の支援をしましょう。

たばこの煙のないお店って
どんなお手伝いをするの？

- ★終日、店内禁煙をお願いします。
- ★健康づくり情報（パンフレット等）を店内に置くことをお願いします。

たばこの煙のないお店になったら、
どんなメリットがあるの？

- ★店内で働く人が健康になります。
- ★店内の壁等が汚れなくなり、清掃が楽になります。
- ★子どもからお年寄りまで、利用しやすいお店になります。
- ★島根県健康推進課のホームページで、お店のPRができます。

生活衛生営業指導センターでは、健康増進法及び島根県たばこ対策指針に基づく「受動喫煙の防止」推進のため、理容組合、美容組合の協力を得て、終日禁煙とする「たばこの煙のない理容店・美容店」を募集しています。

禁煙協力店募集中!!

あなたのお店も「たばこの煙のない理容店・美容店」に登録しませんか？

平成 26 年度主要行事予定表（後期）

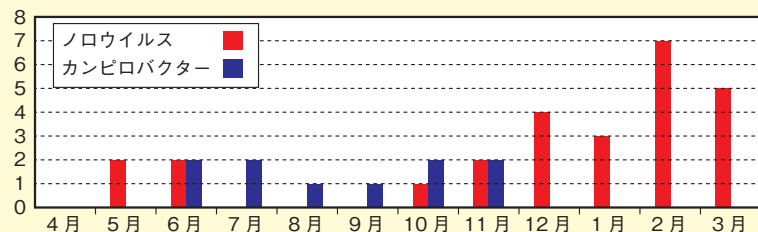
月	生活衛生同業組合	生活衛生営業指導センター
7	・ 7(月) 第40回島根県美容技術選手権大会 ・ 7(月) 飲食 正副会長会(出雲市) ・ 14(月) 飲食 第2回理事会(安来市) ・ 17(木) 食肉 全国連合会 事務局研修会	・ 17(木) 標準営業約款審査会(県民会館) ・ 7月中 第1回景気動向等調査 ・ しまね生衛だより第65号発刊
8		・ 25(月) 経営特別相談員研修会(松江アーバンホテル) ・ 8月～9月 第2回経営状況調査 ・ 〃 第2回景気動向等調査
9	・ 29(月) 「クリーニングの日」キャンペーン ・ 29(月) 理容 第3回理事会 ・ 29(月) 美容 トップマスターモード普及講習会	
10	・ 6(月) 美容 理事会 ・ 7(火) すし 全国すし連 新潟大会 ・ 8(水) 第42回全飲連中国・四国ブロック委員会(岡山市) ・ 21(火) 第42回全日本美容技術選手権大会 ・ クリーニング師試験準備講習会	・ 19(日) クリーニング師研修(いわみーる)
11	・ 10(月) 美容 帯結び実技講習会 ・ 飲食 第3回理事会及び振興交付金事業 ・ クリーニング 第2回理事会	・ 16(日) クリーニング師研修(パルメイト出張) ・ 27(木)、28(金) 生活衛生営業指導センター中・四国ブロック会議 ・ 11月～12月 第3回経営状況調査 ・ 〃 第3回景気動向等調査
12	・ 1(月) 理容 第4回理事会	

島根県健康福祉部薬事衛生課からのお知らせ

ノロウイルスなどウイルスやカンピロバクターによる食中毒に注意!!

島根県内では、毎年ノロウイルスやカンピロバクターによる食中毒が発生しています

ノロウイルス及びカンピロバクター
食中毒発生件数(H20～26年度)



1 ノロウイルス等のウイルスによる食中毒予防のポイント

調理従事者の健康管理及び健康確認、手洗いの実施が重要

〈調理する人の健康管理〉

「普段から感染しないように食べ物や家族の健康状態に注意する。」「症状があるときは、食品を直接取り扱う作業をしない。」「本人や家族に症状があるときに、すぐに責任者に報告する仕組みをつくる。」

〈作業前などの手洗い〉

「洗うタイミングは、①トイレに行った後、②調理施設に入る前、③料理の盛りつけの前、④次の調理作業に入る前」「汚れの残りやすいところをていねいに①指先、指の間、爪の間、②親指の周り、③手首」

〈調理する人の消毒〉

「方法①塩素消毒（エタノールや逆性石けんは効果ありません）、方法②熱湯消毒（85℃で1分以上）」

2 カンピロバクターによる食中毒って

生肉（特に鶏肉）を触った手指、調理器具からの二次汚染に注意

〈特徴〉家畜、家きん類の腸管内に生息し、食肉（特に鶏肉）、臓器や飲料水を汚染する。
乾燥にきわめて弱く、また、通常の加熱調理で死滅する。

〈症状〉潜伏期は1～7日と長い。

発熱、倦怠感、頭痛、吐き気、腹痛、下痢、血便等。少ない菌量でも発症。

〈対策〉①調理器具を熱湯消毒し、よく乾燥させる。②食肉と他の食品との接触を防ぐ。

③食肉加工施設、調理場内での衛生管理、二次汚染防止を徹底する。

④食肉は十分な加熱（65℃以上、数分）を行う。

〈過去の原因食品〉食肉（特に鶏肉）、飲料水、生野菜など。



「送迎・訪問用車両」

**振興事業貸付が
利用できます！**



平成26年4月から、理・美容業の振興特別利率適用施設設備に「送迎・訪問用車両」が追加されました。高齢者等買い物弱者への送迎・訪問用車両に低利の特別利率が適用されます。ただし車両の側面両側にはステッカー等に「事業者の氏名又は名称」の表示が必要です。詳しくは（公財）島根県生活衛生営業指導センター（電話：0852-26-0651）までお問い合わせください。

生活衛生同業組合の組合員のみなさまへ

融資のご案内

日本政策金融公庫 国民生活事業は、店舗改装資金等のご融資を通じ、みなさまの事業のお手伝いをさせていただいております。

振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方は、一般貸付よりも有利な振興貸付をご利用いただけます。

◇ 振興貸付 ◇

ご利用にあたっては、振興計画認定組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。事業計画の確認を受けた場合は「振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書」の写しも必要となります。

	設 備 資 金	運 転 資 金
ご利用いただける方	生活衛生関係の事業を営む方であって、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方	
ご 融 資 額	1 億 5,000 万円以内 ～ 7 億 2,000 万円以内 (業種によって異なります。)	5,700 万円以内
ご 返 済 期 間	18 年以内 (特別な場合 20 年以内)	5 年以内 (特に必要な場合 7 年以内)
措 置 期 間	2 年以内	6 ヶ月以内 (特に必要な場合 1 年以内)
利 率 (年 利) (注)	0.50%～3.10%	1.00%～2.60%

(注) ・「振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書」を策定し、生活衛生同業組合から一定の会計書類を準備していることの確認および事業計画の確認を受けた場合は、利率が0.15%引き下げとなります（振興特利設備・振興運転に限りません）。
・創業前または創業後5年以内の方で、雇用の維持または拡大を図る場合は利率が0.2%引き下げとなります。
・振興貸付を基準利率より低い利率でご利用後に、所属する組合を脱退した場合、基準利率に引き上げとなる場合があります。

〈創業融資のお知らせ〉

従業員の方が独立される場合の創業資金にもご利用できますので、お気軽にご相談ください！

◇ 生活衛生改善貸付 ◇ (生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付)

ご利用いただける方	生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方で (注) であって生活衛生同業組合理事長などの推薦を受けた方
ご 融 資 額	2,000 万円以内
ご 返 済 期 間 (うち据置期間)	設備資金 10 年以内 (2 年以内) 運転資金 7 年以内 (1 年以内)
利 率 (年 利)	1.45%
担 保 ・ 保 証 人	無担保・無保証人

(注) 常時使用する従業員数が5人以下の会社又は個人の方が対象となります。

※利率はいずれも平成26年6月11日現在の水準です。

※ご返済期間またはお支払いみちなどによって利率が異なります（生活衛生改善貸付は除きます。）。

※審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

【くわしくは、支店の窓口までお気軽にお問い合わせください。】

お 問 い
合 わ せ 先

日本政策金融公庫 松江支店 (国民生活事業) ☎ 0852-23-2651

日本政策金融公庫 浜田支店 (国民生活事業) ☎ 0855-22-2835

スタンプ集めて健康づくり
平成26年9月1日～10月31日
島根県生活衛生同業組合 加盟店

このマークのあるお店で!

島根の生活衛生関係営業 (8業種) は

すし・飲食業、食肉販売業、理容業、美容業、興行(映画館)、旅館ホテル、クリーニングこれらの営業者の中で組織された同業組合は、健康福祉の増進に関する活動等の社会貢献を積極的に行い、地域に密着した皆様方に愛される店舗として、これからも様々な活動を行ってまいります。

島根県内の生活衛生関係営業 (8業種) が行うスタンプラリーに参加して、**加盟店**(約2,000店)での**利用券**(3,000円)を**ゲット**(100名様)しよう。

シニア世代(65歳以上)の方が対象です。

【応募方法】
当店にあるスタンプシートに、スタンプ・印かサインをもらって次の店に行こう。3店揃えば、切手を貼って投函してください。スタンプラリーは10月31日まで実施します。(応募期限は11月15日)当選発表は利用券の発送をもって換えさせていただきます。

【実施期間】 平成26年 9月1日～10月31日

問い合わせ先 島根県生活衛生営業指導センター(0852-26-0651)

主催：(公財)島根県生活衛生営業指導センター／共催：島根県生活衛生同業組合連合会

ポスターが目印!
提示期間は
9月1日～10月31日

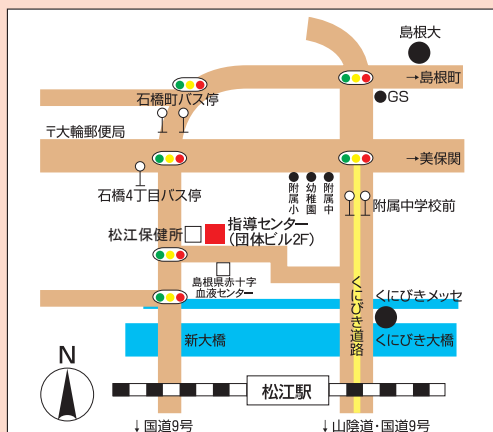
〈実施機関(期間厳守をお願いします)〉

スタンプラリー：平成26年9月～10月(3スタンプで応募できます)
応募締切：平成26年11月15日(11月中に抽選、3000円分利用券発送)
利用券有効期限：平成27年1月31日
利用券精算：平成27年2月15日(利用店舗からの請求締切) 2月中に精算

平成26年度健康・福祉対策推進事業(スタンプラリー事業)

平成26年度健康・福祉対策推進事業(スタンプラリー事業)は生活衛生関係営業のお店が連携し、「スタンプを集めて健康づくり(シニアの元気はシマネの元気)」を実施することで、高齢者の外出や健康づくり、街の活性化を図ることを目的としています。

業種を超えて実施する初めての事業ですが、各生活衛生営業間の連携強化や各組合の活性化の一助になればと考えていますので、今後とも島根県生活衛生営業指導センター事業へのご理解、ご協力をお願いします。



◎指導センター相談室は
毎日午前10時～午後四時まで
(土・日・祝祭日を除く)
軽にご利用下さい。

融資相談・経営相談室等お気軽にご利用下さい。

**生衛業の皆様へ
営業相談室のご案内**

生衛業の皆様の経営の健全化・衛生水準の維持向上のため、営業相談室を設置しております。